

議案第69号

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を  
次のとおり提出する。

令和5年12月1日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正す  
る条例

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年西海市条例第14  
号）の一部を次のように改正する。

第3条中「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に、「特  
殊勤務手当及び期末手当」を「特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改め  
る。

第9条第1項中「以下この条」を「以下この条及び次条」に改め、同条第2  
項中「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくす  
る場合に限る。次項並びに第22条第2項及び第3項において同じ。）」を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第9条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年  
度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第3項中

「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、  
「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての  
在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して  
規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内にお  
ける会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該  
パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6  
月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度  
任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員とし  
て任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任  
期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6  
月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任  
用職員とみなす。

第22条の見出しを「（期末手当及び勤勉手当）」に改め、同条第1項中「第  
27条の3までの規定」を「第28条までの規定」に改め、同条第3項中「期末手  
当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## 西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月24日 西海市条例第14号</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、パートタイム会計年度任用職員にあつては、<u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>をいい、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 西海市職員の給与に関する条例（平成17年西海市条例第45号。以下「給与条例」という。）第27条から第27条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者及びこれに準じる者として規則で定めるものを除く。<u>以下この条及び次条</u>において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間に</p>	<p>西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月24日 西海市条例第14号</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、パートタイム会計年度任用職員にあつては、<u>報酬及び期末手当</u>をいい、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>特殊勤務手当及び期末手当</u>をいう。</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第9条 西海市職員の給与に関する条例（平成17年西海市条例第45号。以下「給与条例」という。）第27条から第27条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者及びこれに準じる者として規則で定めるものを除く。<u>以下この条</u>において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会</p>

新	旧
<p>おける報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第9条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された</u></p>	<p>計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき <u>(任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第22条第2項及び第3項において同じ。)</u> は、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>第10条～第21条 略</p> <p><u>(期末手当及び勤勉手当)</u></p> <p>第22条 給与条例第27条から<u>第28条までの規定</u>は、任期が6月以上の会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期が6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>第23条～第27条 略</p>	<p>第10条～第21条 略</p> <p><u>(期末手当)</u></p> <p>第22条 給与条例第27条から<u>第27条の3までの規定</u>は、任期が6月以上の会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期が6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>第23条～第27条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。